四晋傅 咸経歴者

【要旨】

儒教の経典の一つである『詩経』に由来する「四言詩」は、魏の経歴を整理したものである。・協称の経歴を整理したものである。・協称の経歴を整理したものである。・協称の経歴を整理したものである。・協称の経歴を整理したものである。・協称の経歴を整理したものである。・協称の経歴を整理したものである。・法といれた。とりわけ典雅な趣を求められる「応詔・応令」「贈答」「宮廷雅楽」などの分野において盛んに作られるようになった。「宮廷雅楽」などの分野において盛んに作られるようになった。「宮廷雅楽」などの分野において盛んに作られるようになった。「宮廷雅楽」などの分野において「四言詩」の復興を積極的に推進した重要人物の一人に傅咸の存在が挙げられる。本稿は、傅咸を中心とした西晋初期の「四言詩尊重派文人」の交流関係を探るための前段階の基礎的作業として、傅咸の政治面での経歴を整理したものである。

【キーワード】

西晋 傅玄 傅咸 摯虞 「贈答詩」「四言詩」「五言詩」

【目次】

一、序

二、武帝期における経歴

、恵帝期における経歴

四、結語

一、序

のまま衰退の一途を辿るかと思われた。しかし、西晋の時代にの時代では「五言詩」が詩歌創作の主流となったことにより、そ儒教の経典の一つである『詩経』に由来する「四言詩」は、魏

矢 田 博

士

玄・傅咸・摯虞といった一連の系譜が確認されるのである。 を積極的に推進した、いわゆる「四言詩尊重派文人」として、傅なった。そして、西晋初期の武帝期において「四言詩」の復興なった。そして、西晋初期の武帝期において「四言詩」が再で記を吹き返し、とりわけ典雅な趣を求められる「応詔・応令」が再を積極的に推進した、いわゆる「四言詩」が所名と初代皇帝である司馬炎(武帝)が儒教理念に基づく政治入ると初代皇帝である司馬炎(武帝)が儒教理念に基づく政治

西晋時代の詩歌については、これまで潘岳や陸機を中心に、西晋時代の詩歌については、これまでの問題において重要いほど見過ごされてきた。したがって、この問題において重要いほど見過ごされてきた。したがって、この問題において重要いほど見過ごされてきた。したがって、この問題において重要な鍵を握ると判断される傅玄・傅咸・摯虞についても、その詩歌を真正面から取り上げて考察したものは、極めて乏しい状況歌を真正面から取り上げて考察したものは、極めて乏しい状況にある。とりわけ傅咸についての専論に至っては、管見の限りにある。とりわけ傅咸については、これまで潘岳や陸機を中心に、西晋時代の詩歌については、これまで潘岳や陸機を中心に、西晋時代の詩歌については、これまで潘岳や陸機を中心に、西晋時代の詩歌については、これまで潘岳や陸機を中心に、西晋時代の詩歌については、これまで潘岳や陸機を中心に、西晋時代の詩歌については、これまで潘岳や陸機を中心に、西晋時代の詩歌については、これまで活出る。

に対する考察は、是非とも不可欠だと言えよう。詩歌をより正確に把握するためには、彼ら「四言詩尊重派文人」配的であったと考えられるのである。したがって、西晋時代の配のであったと考えられるのである。したがって、西晋時代のしかし、西晋初期の武帝期においては、むしろ彼ら「四言詩しかし、西晋初期の武帝期においては、むしろ彼ら「四言詩

そこで本稿では、西晋初期に活躍した「四言詩尊重派文人」の

がって、 中でも、 歴を確認しておくことは、 からである。 に与えた影響力などを考えるにあたっては、 択した儒教理念に基づく政治方針が密接に関連しており、 いて整理しておきたいと思う。というのも、西晋初期における るための前段階の基礎的作業として、 あて、傅咸を中心とした「四言詩尊重派文人」の交流関係を探 いほど取り上げられることのなかった傅咸という人物に焦点を 四言詩」の復興の背景には、 「四言詩」の復興における傅咸の役割や当時の文人たち とりわけこれまで考察の対象としては全くと言ってよ 是非とも不可欠な作業だと思われる 前述したように、西晋の朝廷が採 彼の政治面での経歴につ 彼の政治面での経

武帝期における傅咸の経歴

玄に似て、(6) 上の不備を諫めたり、 咸伝 た。 景初三年 (二九四) 晋期に活躍し、武帝・恵帝の二代に仕えた。『晋書』巻四十七「傅 傅咸、 (以下、本伝と略称す)」によれば、(4) 字は長虞。北地泥陽 で、 (二三九) ということになる。 彼もまた皇帝にしばしば上奏文を提出しては、 時に五十六歳とあることから、 あるいは権力者の不正を糾弾したりし (陝西省耀県付近) 剛直な性格は、 卒年が恵帝の元康四年 生年は魏の明帝の の人。

官職は、『晋書』の本伝によれば、武帝期には「太子洗馬→尚

してみたい。 ・ では、その他の資料を照らし合わせながら、詳しく確認に、それぞれ歴任している。以下、その点を『晋書』の本伝のを、それぞれ歴任している。以下、その点を『晋書』の本伝の書右丞→冀州刺史→司徒左長史→車騎司馬→尚書左丞」を、恵書右丞→冀州刺史→司徒左長史→車騎司馬→尚書左丞」を、恵書

に至るまでの経歴について、以下のように紹介する。 まず『晋書』本伝によれば、「太子洗馬」から「司徒左長史」

史、繼母杜氏不肯隨咸之官、自表解職。三旬之間、遷司徒左[1] 咸寧初、襲父爵、拜太子洗馬、累遷尚書右丞。出爲冀州刺

天問。……」 聖詔以百姓饑饉爲慮、無能云補、伏用慚恧、敢不自竭、以對 正以曁于今、十有五年矣。……臣以頑疏、謬忝近職。毎見 聖詔以百姓饑饉爲慮、無能云補、伏用慚恧、敢不自竭、以對 聖語以百姓饑饉爲慮、無能云補、伏用慚恧、敢不自竭、以對

いたことになる。

によれば、

泰始九年(二七三)には、すでにこの官に就任して

徒請雨、…… 泰始九年、自春不雨、以渉夏節。……余以太子洗馬兼司

【尚書右丞】

管理、遠道からの文書や奏表を記録することなどである。庁となった。「尚書右丞」の主な職務は、宮廷内の倉庫や器物の第に政治権力を掌握してゆき、魏晋の頃には中央の政務執行官の書」は、漢代においては皇帝直属の秘書官であったが、次

傳成が「尚書右丞」として尚書に勤務していた時期を知る手の詔に対する傅咸の上奏文にある。まず、「然秦始開元以暨于の詔に対する傅咸の上奏文にある。まず、「然秦始開元以暨于が泰始元年(二六五)から十五年目の咸寧五年(二七九)のこが泰始元年(二六五)から十五年目の咸寧五年(二七九)のことを確認できる。

『資治通鑑』巻八十「晋紀二 武帝咸寧五年」では、これを傅

序」(『藝文類聚』巻一百「災異部

祈雨」所収)の以下の記述

「喜雨賦

「咸寧初(二七五年)」のこととされているが、傅咸の

「太子洗馬」は、太子の図書や講経のことなどを司る官であ

本伝 [1] の記述では、傅咸が「太子洗馬」に就任したのが

【太子洗馬】

から、そのように判断したのであろう。本伝 [2] の記述が「遷司徒左長史。」のあとに続いていること成が「司徒左長史」の時のこととしている。おそらく司馬光は、

從事、日愼一日。 天臺之管轄。余前爲右丞、具知此職之要。後忝此任、僶俛尚書左丞、彈八座以下、居萬機之會。斯乃皇朝之司直、

ことになる。
ことになる。
ことになる。
ことになる。
ことになる。
ことになる。
ことになる。
ことになる。
ことになる。
この上奏文は、「親ら萬機(皇帝の処理すべき政すなわち、この上奏文は、「親ら萬機(皇帝の処理すべき政すなわち、この上奏文は、「親ら萬機(皇帝の処理すべき政

【冀州刺史】

州は漢代においては監督区分であったが、後漢の末頃には行

政を司ることを主な職務とする。部を中心とした一帯の地を指す。「刺史」は、州行政の監察や民政区分となった。冀州はそのうちの一つであり、河北省の中南

劣。雖願其繾綣、而從之末由。歷試無效、且有家艱。心存外孫也。……何敬祖登侍中、武子俄而亦作。……然自恨闇朗陵公何敬祖、咸之從內兄。國子祭酒王武子、咸之姑之

目替。

八五)頃のことと確認できる。「国子祭酒」から「侍中」になった時期、すなわち太康六年(二年子祭酒」から「侍中」になった時期、すなわち太康六年(二まず、この詩の創作時期については、序の記述から、王濟が

れている点は注目に値しよう。
「悪関無云補、退則恤其私。」と、退任の情が詠わべ、自らの不甲斐なさを嘆いたもので、とりわけ「違君能無戀、詩の内容は、ともに侍中という高位に登った何劭・王濟に比

なるが、その間、家の事情により、官界から退かざるを得なかおよそ一ヶ月後に「司徒左長史」として官職に復帰することにめ、自ら表を提出して解職を願い出たという。「三旬」すなわちたが、継母の杜氏が彼の赴任先についていくことを拒んだた本伝[1]の記述によれば、傅咸は「冀州刺史」に転出となっ

った時期があったことが確認される。

状況とも合致することになる。
状況とも合致することになる。とすれば、継母・杜氏の一件、
朝」にあったことが確認される。とすれば、継母・杜氏の一件、
朝」にあったことが確認される。とすれば、継母・杜氏の一件、
なわち家の事情により解職を申し出ざるを得なかったという
また、詩の中の「進則無云補、退則恤其私。」の二句は、序の

とになる。 とになる。 とになる。 とになる。 とになる。 とになる。 とになる。 とになり、 という記述には、同様の表現が認められる。 よって、本詩を「冀州刺史」時代の作と仮定すれば、本伝 [2] に見える上奏文は「尚書右丞」時代の作と仮定すれば、本伝 [2] に見える上奏文の中の「毎見聖詔以百姓饑饉爲慮、無能云補、に提出した上奏文の中の「毎見聖詔以百姓饑饉爲慮、無能云補、とになる。

(二八五)のことと見るのが穏当ということになろう。となった時期は、やはり「贈何劭王濟詩」が作られた太康六年以上の点を総合的に判断すれば、傅咸が「冀州刺史」に転出

司徒左長史】

の下にあって実際の職務に当たった。「中正」の総元締め的な存在であり、「司徒左長史」は、「司徒」は、一品から九品に分類した。これを「郷品」という。「司徒」は、一品から九品に分類した。これを「郷品」という。「司徒」は、当代の人事は、州や郡に派遣された「中正」と呼ばれる官吏

が行った。 を与えられることになるが、「司徒」の職務は官吏資格を与え 職を与えられることになるが、「司徒」の職務は官吏資格を与え 因みに、官吏候補者は、「中正」の定めた「郷品」に応じて官

(二八五) のこととなる。 転出時期についての推論が正しいとすれば、同じく太康六年転出時期についての推論が正しいとすれば、同じく太康六年

【車騎司馬】

職務とする。 「車騎司馬」は、「車騎将軍」の属官。軍事を統括することを

以下に挙げる『晋書』本伝[3]の属官である。 とた、「護軍司馬」は「護軍将軍」の属官であるが、おそらくこは、『晋書』本伝に従い、「車騎司馬」ということにしておく。因は、『晋書』本伝に従い、「車騎司馬」ということかもしれない。ここでは、『晋書』本伝に従い、「車騎司馬」ということがもしれない。ここでは、『晋書』本伝に従い、「車騎司馬」ということにしておく。因は、『晋書』本伝に従い、「車騎司馬」ということにしておく。因は、『晋書』本伝に従い、「車騎司馬」ということにしておく。因は、『晋書』本伝に従い、「車騎司馬」ということにしておく。因は、『晋書』本伝[3]の記述によれば、傅咸は「司以下に挙げる『晋書』本伝[3]の記述によれば、傅咸は「司以下に挙げる『晋書』本伝[3]の記述によれば、傅咸は「司以下に挙げる『晋書』本伝[3]の記述によれば、傅成は「司以下に挙げる『野田の『音である。

本伝に以下のようにある。

・
・
は成が「車騎司馬」に遷ることになった経緯について、『晋書』

[3] 咸在位多所執正。豫州大中正夏侯駿上言、魯國小中正·司

苦。舒終不從、咸遂獨上。舒奏咸激訕不直。詔轉咸爲車騎乃奏免駿大中正。司徒魏舒、駿之姻屬、屢却不署、咸據正甚日復上毓爲中正。司徒三却、駿故據正。咸以駿與奪惟意、空司馬孔毓、四移病所、不能接賓、求以尚書郎曹馥代毓、旬空司馬孔毓、四

るとして、夏侯駿の「大中正」を免ずるよう上奏した。ところ 失和於府、」という記述は、まさにこの時の一件を指すものと思 わぬまま、 駿が「小中正」の任免を意のままにしているのは越権行為であ のこうした行為に対して、「司徒左長史」であった傅咸は、 ったのである。 為の不当性を訴えられ、それがもとで「車騎司馬」に転出とな を最後まで聞き入れなかった。そこで傅咸は魏舒の署名をもら 孔毓に代えて、 豫州の 「司徒」の魏舒は、夏侯駿と姻戚であったため、傅咸の意見 十日ほどして再び孔毓を「中正」にしようとした。 「大中正」の夏侯駿が職務怠慢な魯国の「小中正」の 単独で武帝に上奏したところ、逆に魏舒からその行 「尚書郎」の曹馥を「小中正」にするよう求めた 因みに、 傅咸の「答欒弘詩」 の序に見える「余 夏侯駿 夏侯

るようであるが、これは明らかな誤りである。なぜならば、傅二)の時点で傅咸がすでに「車騎司馬」であったと見なしてい「車騎司馬傅咸上書、……」とある。司馬光は、太康三年(二八ところで、『資治通鑑』巻八十一「晋紀三 武帝太康三年」に、

性が認められるであろう。 太康四年(二八三)とも、時期的な前後関係という点で、整合康六年(二八五)のこととすれば、魏舒が「司徒」に就任した康者の推論のように、傅咸の「司徒左長史」就任の時期を太

分かる。
がら、太康九年(二八八)までは、この職に就いていたことがいては明らかではないが、『晋書』巻十九「礼上」の以下の記述いては明らかではないが、『晋書』巻十九「礼上」の以下の記述

社之稷。……」
 杜之所以有二也。……謂宜由仍舊立二社、而加立帝殊。此社之所以有二也。……謂宜由仍舊立二社、而加立帝以人爲本、人以穀爲命。故又爲百姓立社而祈報焉。事異報實一神、其幷二社之祀。」於是車騎司馬傅咸表曰、「……國實一神、其幷二社之祀。」於是車騎司馬傅咸表曰、「社至太康九年、改建宗廟、而社稷壇與廟俱徙。乃詔曰、「社

太康九年(二八八)、宗廟の改修とともに、社稷の壇を移設す

て二社二稷にすべきであると主張したという。 出された。それに対して、当時「車騎司馬」であった傅咸は、表 と帝自らのために立てられている帝社を一つに併せる旨の詔が を提出して、旧制に従い二社を立てたうえに、 ることになった。それに伴い、 民のために立てられている太社 帝社の稷を加え

【尚書左丞】

の位に当たる「尚書令」「尚書僕射」の下で、それらを輔佐する ことを職務とする。 「尚書左丞」は、 署吏の選用などを司る 「尚書右丞」とともに、 「尚書左丞」は主に、朝廷内の禁令や宗廟の 「尚書」の長官で宰相

管轄。」とあるように、要職であった。 尚書左丞、彈八座以下、居萬機之會。斯乃皇朝之司直、 先に挙げた「答辛曠詩」の序(【尚書右丞】の項、 参照) 天臺之 に、

下のようにいう。 **傅咸が「尚書左丞」になった経緯について、『晋書』本伝に以**

 $\boxed{4}$ 又議移縣獄於郡及二社應立。 楊駿輔政。 朝廷從之。遷尚書左丞。 惠

なる。 の監獄を郡に移すことと二社を立てるべきことを論じた時期か 恵帝が即位した永熙元年(二九〇)までの間ということに によれば、 傅咸が 「尚書左丞」に遷った時期は、 県

> る。そうだとすれば、 いはこの一件における功績が評価されてのことであると思われ 廟改修の一件を指すであろう。また、「朝廷從之」とあることか 八八)ということになる。 ら、傅咸が「尚書左丞」に抜擢されることになったのは、ある 「二社應立」とは、 明らかに先に見た太康九年(二八八)の宗 ・傅咸の 「尚書左丞」就任は、太康九年(二

恵帝期における傅咸の経歴

就いた。 即位した。 太熙元年 (二九〇) 恵帝は暗愚であったため、 四月、 武帝が崩御し、 外戚の楊駿が輔政の任に (司馬衷)

が

うにある。 り、 の任から退くべきことを主張するなど、しばしば楊駿の行為の 出を命じられそうになったが、楊駿の甥である李斌の説得によ 不当性を激しく批判した。そのため「京兆・弘農太守」への転 傅咸は楊駿に対して、天下は恵帝の親政を望んでおり、 この報復人事は取りやめとなった。『晋書』本伝に以下のよ

5 思隆替之宜。周公聖人、猶不免謗。以此推之、周公之任既 讓之心、而天下未以爲善。……竊謂山陵之事既畢、 未易而處、況聖上春秋非成王之年乎。……」……咸復與駿 咸言於駿曰、「……今聖上欲委政於公、諒闍自居、

守、駿甥李斌説駿、不宜斥出正人。乃止。箋諷切之、駿意稍折、漸以不平。由是欲出爲京兆・弘農太

出した手紙が引用されている。り親しくしていた楊濟(楊駿の弟)が傅咸の身を心配して差しまた、この頃のこととして、『晋書』本伝には、傅咸と平素よ

破頭。故具有白。」
坐、此未易居。以君盡性而處未易居之任、益不易也。想慮坐、此未易居。以君盡性而處未易居之任、益不易也。想慮。 駿弟濟素與咸善、與咸書曰、「……左丞總司天臺、維正八

書左丞」の任にあったことが確認できよう。 この記述から、傅咸は恵帝の即位後もなおしばらくの間、「尚

った経緯について、『晋書』本伝には以下のように言う。以下、その点を『晋書』本伝の記述を基に確認してみる。以下、その点を『晋書』本伝の記述を基に確認してみる。郡中正→議郎→司隷校尉」などの官職を歴任することになる。

[7] 居無何、駿誅。咸轉爲太子中庶子、遷御史中丞

本伝 [7] の記述から、恵帝の輔政の任にあった楊駿が誅殺さ

れたことが確認できる。れたあと、「太子中庶子」となり、まもなく「御史中丞」に遷されたあと、「太子中庶子」となり、まもなく「御史中丞」に遷された。

【太子中庶子】

る「侍中」に相当する。「太子中庶子」は、東宮の官職の一つで、皇帝の政治顧問であ

「御史中丞」は、官吏の不正を検挙し弾劾することを職務とす【御史中丞】

る「御史台」の次官。

恵帝の皇后である賈氏が中心となって起こしたクーデターに恵帝の皇后である賈氏が中心となって起こしたクーデターに恵帝の皇后である賈氏が中心となって起こしたクーデターに恵帝の皇后である賈氏が中心となって起こしたクーデターに

かる。
ひいては、元康元年(二九一)三月以降のことであることが分ついては、元康元年(二九一)三月以降のことであることが分以上のことから、傅咸がまず「太子中庶子」となった時期に

ことが、以下の記述から確認される。かな期間にすぎず、その年のうちに「御史中丞」に遷っていたただし、傅咸が「太子中庶子」の任にあったのは、ごくわず

臺儀、葬訖除喪。尚書趙浚有内寵、疾含不事己、遂奏含不李含字世容。……司徒選含領始平中正。秦王柬薨、含依

不除、藩國之喪、既葬而除。……」「臣州秦國郎中令始平李含、忠公清正、……天王之朝、既葬應除喪。本州中正傅祗以名義貶含。中丞傅咸上表理含曰、

(『晋書』巻六十「李含伝」)国の制度に基づくものであると弁護した。 (『晋書』巻六十「李含伝」)国の制度に基づくものであると弁護した。 (『晋書』巻六十「李含伝」)国の制度に基づくものであると弁護した。 (『晋書』巻六十「李含伝」)国の制度に基づくものであると弁護した。

九月であることが分かる。 九月甲午、大將軍秦王薨。」とあることから、元康元年(二九一)秦王・柬の死去は、『晋書』巻四「恵帝紀」に、「(元康元年)

が、以下に挙げる武帝の例から確認できる。 また、当時の葬が死後およそ一ヶ月以内に行われていたこと

に遡ることになるであろう。れば傅咸の「御史中丞」就任は、

楚王・司馬瑋に殺害された同年六月までのことである。 だとす

さらに元康元年六月より以前

邴、改元爲永熙。……夏五月辛未、葬武皇帝於峻陽陵。 太熙元年四月己酉、武帝崩。是日、皇太子卽皇帝位、大

ついては、秦王・柬が死去した元康元年(二九一)九月甲午かこれより、傅咸が李含を弁護するために表を提出した時期に(『晋書』巻四「恵帝紀」)

に「御史中丞」に遷っていたことになるであろう。そうだとすれば、傅咸は元康元年(二九一)十月頃には、すでら、およそ一ヶ月以内のことと推測されよう。そして、かりに

は明らかではない。そのあたりの経緯について、『晋書』本伝に「司隷校尉」を歴任する。ただし、その正確な就任時期について、「のうちに「御史中丞」に遷った傅咸は、その後、元康四年(二元康元年(二九一)の三月頃に「太子中庶子」となり、その元康元年(二九一)の三月頃に「太子中庶子」となり、その

は以下のように記されている。

咸再爲本郡中正、遭繼母憂去官。頃之、起以議郎、 長兼司

【本郡中正】

籍の郡。傅咸の場合は、北地郡を指す から九品まで)」を定めることを職務とする。「本郡」とは、本 中正 その人物の才能や品格を評定し、その人物の「郷品(一品 は、 地方の官吏希望者に官吏資格を与えるにあたっ

にも北地郡の「中正」に就任した経験があることになる。 務とする官職に就いたという意味で「再爲…」と表現したので おそらく「司徒左長史」以来、再び官吏資格を与えることを職 し、現存の資料による限り、その点についての確認はできない。 本伝 [8] には、「再爲…」とある。だとすれば、 傅咸は以前 しか

の喪に服するため、 また、本伝[8]から、その後まもなく継母の死去により、 官職から退いたことが確認される。 そ

賁郎」と文官的な「議郎」「中郎」「侍郎」「郎中」とがあり、 まず初めに任命される官職。 郎 は文官的な「郎」の最上位にあたる は、 皇帝の侍従官の通称。 郎 」には、 秀才・孝廉に推挙された者が 武官的な「羽林郎」「虎 「議

> の職を臨時的に兼ねたとある。 本伝 [8] によれば、継母の喪に服するため官職を退いた傅咸 しばらくして「議郎」の身分で官界に復帰し、 「司隷校尉

【司隷校尉】

する行政監察官 「司隷校尉」は、 首都圏数郡の風紀を取り締まることを職務と

意味する。 本伝 [8] に「長兼」とあるのは、 正式な任命ではないことを

よってこの時点での傅咸の「司隷校尉」は、

臨時職

であったことになる。

いう。 母の喪祭ができなくなるとの理由から、再三固辞したが、 はそれを聞き入れず、傅咸のために官舎に霊坐を設けさせたと 本伝によれば、傅咸は「司隷校尉」を兼任するにあたり、 朝廷 継

は粛然とし、 高光、「兼河南尹」の何攀を罷免するよう上奏し、 紀を粛正するため、 しかし、 ひとたび職務に就くと、 高貴の者は恐れおののいたという。 「河南尹」の澹、「左将軍」の倩、 **傅咸は緩みきった朝廷の綱** そのために都

免を求める上奏文を提出した。『晋書』本伝に、 俗の浮かれた風潮を正すこともできないことを理由に、その罷 相の位におり、 また、 当時、 しかも官吏任用の職務をも兼ねていながら、 「尚書僕射」で「吏部」を兼ねていた王戎が、 世 宰

9 時僕射王戎兼吏部、咸奏「戎備位台輔、兼掌選舉、不能謐

西晋傅咸経歴考

義不相匡正。請免戎等官。」 靜風俗、以凝庶績、至令人心傾動、開張浮競。中郎李重·李

る。 任用のあり方に対する傅咸の批判が、以下のように記されていとあり、さらに『晋書』巻四十三「王戎伝」には、王戎の官吏

免戎官、 舜典謨、 且送故迎新、 陟幽明』。今内外羣官、 遷尚書左僕射、 然後授用。司隸傅咸奏戎曰、 以敦風俗。」 而驅動浮華、 相望道路、 領吏部。 虧敗風俗、 居職未朞而戎奏還、 巧詐由生、 戎始爲甲午制、 「書稱『三載考績、 非徒無益、乃有大損。宜 傷農害政。戎不抑依堯 凡選舉皆先治百 既未定其優劣、 三考黜

俗を乱す原因になっているのだと批判するのである。らないうちに、官吏を転職させており、それが国政を損ね、風舜の規範に依らず、「未朞(一年足らず)」で、その優劣が定ま三年ごとにその実績を考慮して決定すべきであるが、王戎は堯『書経』「舜典」に記されているように、本来、官吏の進退は、

に正式に「司隷校尉」の官職を追贈されたという。『晋書』本伝年(二九四)に官職に就いたまま五十六歳で生涯を終え、死後最後に臨時で「司隷校尉」の職務に従事した傅咸は、元康四

に以下のようにいう。

衣一襲、錢二十萬。諡曰貞。 [10] 元康四年卒官、時年五十六。詔贈司隸校尉、朝服一具、

『考異』に、それが見られる。の条に「司隷校尉傅咸卒。」とあり、この記述に対する司馬光のの条に「司隷校尉傅咸卒。」とあり、この記述に対する司馬光の説が見られる。『資治通鑑』巻八十二「晋紀四 恵帝元康四年」なお、傅咸の卒年については、元康五年(二九五)とする異

考異曰、「三十國晉春秋、『元康四年七月、傅咸爲司隸、五

年五月、始親職、十月卒。」

この記述によれば、

傅咸は元康四年 (二九四)

七月に「司隷

校尉」となり、元康五年(二九五)五月に始めて自らその職務を司り、同年十月に亡くなったというのである。ここでは、『晋書』本伝いては、現時点では判断が困難である。ここでは、『晋書』本伝いては、現時点では判断が困難である。ここでは、『晋書』本伝の記述に従っておく。

四 結語

誤りについても、若干の訂正を行った。傅咸の政治面での経歴 を年譜の形で整理すると以下のようになる。 した。またその過程で、司馬光の『資治通鑑』における編年の 以上、傅咸という人物について、その政治面での経歴を確認

【魏·明帝】

景初三年(二三九)一

【晋・武帝】 泰始元年(二六五)二十七歳

皇帝となる。

傅咸、この年から泰始九年までの間に、「孝廉」に推

挙され、「太子洗馬」となる。

泰始九年(二七三)三十五歳

咸寧元年(二七五)三十七歳 傅咸、この頃すでに「太子洗馬」の任にあった。

父・傅玄、卒す。

咸寧五年(二七九)四十一歳

傅咸、この頃すでに「尚書右丞」の任にあった。この

傅咸、誕生。 一歳

司馬炎(武帝)、魏から禅譲を受け即位。 晋朝の初代

との不和がもとで、「車騎司馬」に転出となる。 傅咸、その後、太康九年までの間に、 「司徒」の魏舒

太康九年 (二八八) 五十歳

て、意見書を提出し、その功績がもとで、「尚書左丞」 傅咸、この年、 宗廟の改修をめぐる武帝の詔に対し

太熙元年 (二九〇) 五十二歳

 \bigcirc 武帝、崩御。恵帝が即位し、外戚の楊駿が輔政の任

太康元年 (二八〇) 四十二歳

となどを進言した。

○呉が滅び、晋が天下を統一する

太康四年 (二八三) 四十五歳

十一月、魏舒が「司徒」に就任する。

太康六年(二八五)四十七歳

なった。 して解職を願い出て、一ヶ月ほど官界から退くことと の赴任先に同行することを拒んだため、 傳咸、「冀州刺史」

に転出となるも、

継母の杜氏が彼 自ら表を提出

傳咸、解職を願い出ておよそ一ヶ月後、 「司徒左長

史」として官界に復帰する

傅咸、この頃すでに「車騎司馬」の任にあった。

となる。

— 221 —

官

吏の数を減らし、農業に力を入れ、生産力を高めるこ

政治の損益について尋ねた武帝の詔に対して、

にあたる。

● 博成、恵帝の親政を主張し、楊駿の不当行為を批判● 博成、恵帝の親政を主張し、楊駿の不当行為を批判

【晋・恵帝】

永平元年 (二九一) 五十三歳

○ 三月、恵帝の皇后で

たクーデターにより、楊駿が殺害される。) 三月、恵帝の皇后である賈氏が中心となって起こし

「元康」と改元。

元康元年(二九一)五十三歳

○ 三月、「永平」から「元康」と改元。

る。 傅咸、この頃、「尚書左丞」から「太子中庶子」に遷

なった李含の正当性を弁護した。 儀のあり方をめぐって、尚書の趙浚に貶められそうに

郡中正」となり、途中、継母の杜氏の死去により、しば● 傅咸、その後、元康四年に死去するまでの間に、「本

書を提出する。

● 傅咸、卒す。正式に「司隷校尉」を贈られる。元康四年(二九四)五十六歳

卒年を「元康五年」とする説もある。

あった。 格を与えることを職務とする、いわば人事に深く関わる官職で え、しばしば意見書を提出しては、 と傅咸自らが言うように、政治の中枢を担う要職であった。事 た。一方、「司徒左長史」は、地方から推挙された人材に官吏資 や進言を行い、西晋の政治に積極的かつ主体的に関わってい してはそれほど高い方ではないが、「皇朝之司直」「天台之管轄_ 徒左長史」などの任にあったことは、注目されてよいであろう。 とりわけ西晋初期の武帝期において「尚書右丞」「尚書左丞」「司 御史中丞→本郡中正→議郎→司隷校尉」を、それぞれ歴任した。 左長史→車騎司馬→尚書左丞」を、 「尚書右丞」と「尚書左丞」はいずれも六品官であり、官品と 傅咸は、 **傅咸は「尚書」に勤務している時期に、武帝の側近くに仕** 武帝期には「太子洗馬→尚書右丞→冀州刺史→司 恵帝期には「太子中庶子→ 政務に関わる具体的な献策

朝廷の綱紀を粛正するため、高官の罷免を求める意見傳咸、「司隷校尉」を兼ねていた時期に、緩みきった

— 220 —

注

の詩歌観こそが当時の文壇においては支配的であったと言えよ ゆえ「四言詩」の復興を推進したいわゆる「四言詩尊重派文人」 理念に基づく西晋の政治方針を背景としたものであった。それ 確認されるのである。 物の一人に、西晋の政治に主体的に関わっていた傅咸の存在が ったという事実は、その点を有力に傍証していると言えよう。 れるのである。郭泰機という人物が推挙を求めて傅咸に詩を贈 者たちに与えた影響力は、極めて大きなものであったと考えら 判断して、当時の文人官僚およびこれから官吏になろうとする 西晋初期の武帝期に見られた「四言詩」復興の動きは、儒教 **傅咸が武帝期に就任した以上の官職における職務の性質から** そして、その「四言詩」の復興を積極的に推進した中心人

いであろう。 は、 期において当時の文壇を先導していた重要人物の一人であった と目されるのである。 察の対象とされてこなかった傅咸こそは、 西晋の詩歌研究において、これまで全くと言ってよいほど考 西晋詩歌史の正確な把握は不可能だと言っても過言ではな それゆえ、傅咸に対する考察なくして 実は西晋初期の武帝

> の拙論を発表している。合わせて参照されたい。 西晋初期の「四言詩」復興の問題について、筆者はこれまでに以下

- [A] 「西晋期における《四言詩》盛行の要因について―「応詔・応令」 会、一九九五年) 「贈答」の詩を中心に―」(『中国詩文論叢』第十四集、中国詩文研究
- [B]「西晋武帝期における四言詩尊重派文人の台頭と系譜について」 (『新しい漢字漢文教育』第二十七号、 全国漢文教育学会、一九九八
- (C) 「西晋「五言贈答詩」創作時期考」(『言語と文化』第四号、愛知大

学語学教育研究室、二〇〇〇年)

以下、前稿 [A]、前稿 [B]、前稿 [C] と称す。

- (2) 傅玄の詩歌を考察の対象とした専著・専論としては、 確認される程度である。 以下のものが
- 王繪絜著『傅玄及其詩文研究』(文津出版社、一九九七年)
- 岡村貞雄論文「楽府題の継承と傅玄」(『支那学研究』35、一九 七〇年。後に、『古楽府の起源と継承』白帝社、二〇〇〇年、に
- 鈴木敏雄論文「傅玄「擬四愁詩」考」(『古田敬一教授退官記念 中国文学語学論集』一九八五年。
- 門学院大学、一九九四年。) 松家裕子論文「傅玄楽府初探」(『東洋文化学科年報』9、 追手
- 摯虞の詩歌を考察の対象とした専論としては、以下のものが確認さ 背景—」(『集刊東洋学』第八十二号、一九九九年。) 狩野雄論文「傅玄の〈詠史楽府〉制作―魏晋文人楽府制作の一
- (『高校通信東書国語』15・15、一九七六年。後に、『中国中世の○ 後藤秋正論文「摯虞詩小論―西晋四言詩の一断面― (上・下)」 哀傷文学』研文出版、一九九八年、に再録

- (3) 注(1)所掲、前稿〔B〕および前稿〔C〕を参照。
- 、【ここ、「お歌子……ない、手…ここで。○○○年)の「傳咸」の項(森賀一恵氏担当)が大いに参考になる。○○○年)の「傳咸」の項(森賀一恵氏担当)が大いに参考になる。)。 博咸の伝記については、『六朝詩人傳』(興膳宏編、大修館書店、二
-) 原文は、「元康四年卒官、時年五十六」。
- 6) 父の傅玄は、西晋の武帝が魏から禅譲を受ける以前、まだ晋王である。前稿[B]を参照。
- (7) 官職の職務については、宮崎市定著『九品官人法』(中公文庫、一九七年)が詳しい。また、注(4)所掲書『六朝詩人傳』の巻末付録「六九七年)が詳しい。また、注(4)所掲書『六朝詩人傳』の巻末付録「六
- 『晋書』巻三「武帝紀」によれば、王渾が尚書左僕射となったのは、あった王濟は斉王・攸を洛陽に留めるように武帝に請願したが、かえあった王濟は斉王・攸を洛陽に留めるように武帝に請願したが、かえあの斉王・司馬攸に自らの藩国に赴任するよう命じた。当時、侍中で弟の斉王・司馬攸に自らの藩国に赴任するよう命じた。当時、侍中で

と推定できるのである。詳しくは前稿〔C〕を参照されたい。 以上の二点から、この詩の創作時期については、太康六年(二八五)太康六年(二八五)のこととされている。

- 注(7)所掲の宮崎市定著『九品官人法の研究』を参照。
- られる。 魏晋における宗廟の制度については、注(4)所掲の興膳宏編『六朝 魏晋における宗廟の制度については、注(4)所掲の興膳宏編『六朝
- いう。時期によって多少の違いがあるが、尚書令・尚書僕射および六(11) 「八座」とは、「尚書」の中で特に政治の中枢を担う八つのポストを

- はその下に位置する。つの分局(「曹」という)の長を併せて「八座」という。「左丞」「右丞」
- ……六月、賈后矯詔使楚王瑋殺太宰汝南王亮、太保葘陽公衛瓘。(12)(元康元年三月)壬寅、徴大司馬・汝南王亮爲太宰、與太保衛瓘輔政。

注(4)所掲書、「傅咸」の項を参照。 (『晋書』巻四「恵帝紀」)

將軍倩・廷尉高光・兼河南尹何攀等、京都粛然、貴戚懾伏。 時朝廷寛弛、豪右放恣、交私請託、朝野溷淆。咸奏免河南尹澹・左

<u>14</u> <u>13</u>

- (5)『中国官制大辞典』(兪鹿年編著、黒龍江人民出版社、一九九二年)参(5)『中国官制大辞典』(兪鹿年編著、黒龍江人民出版社、一九九二年)参 將軍信・好尿高光・兼汽南手の拳等。 方者疎忽 貴展情伊
- 「労톨」)「入室」よ、ゝつひる等里幾でろう、女台り足券よどり、照。
- (17)『文選』巻二十五。贈答の時期については、傅咸が「司徒左長史」で思われる。 の「尚書左丞」「尚書右丞」「尚書郎」が主として担当していたものと(16)「尚書」の「八座」は、いわゆる管理職であり、政治の実務はその下
- 〔C〕を参照。 あった頃の可能性が高いと判断される。詳しくは、注(1)所掲の前稿(17)『文選』巻二十五。贈答の時期については、傅咸が「司徒左長史」で